

道路交通法の一部を改正する法律案

新旧対照条文

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

改正後

改正前

第十四条 略
 2 5 略
 （目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）

第十四条 略
 2 5 略
 （目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）

第十四条の二 二輪又は三輪の自転車を押して道路を歩いている者は、当該自転車に幼児用ヘルメットをかぶらない幼児を乗車させてはならない。ただし、疾病のため幼児用ヘルメットをかぶらせることが療養上適当でない幼児を乗車させるときその他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

〔新設〕

2 前項の幼児用ヘルメットの基準は、内閣府令で定める。

（二輪又は三輪の自転車の運転者の遵守事項）
 第七十一条の四の二 二輪又は三輪の自転車の運転者は、幼児用ヘルメットをかぶらない幼児を乗車させて当該自転車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用ヘルメットをかぶらせることが療養上適当でない幼児を乗車させるときその他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

〔新設〕

2 前項の幼児用ヘルメットの基準は、内閣府令で定める。